

吉原さんから原発稼働に関連し「国家百年の計」欠如のメールがあり、
「国家百年の計」とは何かを考えさせられた。その当面の回答です。

1. いま日本で、「百年の計」をたてるとしたら、どのような手続きになるか

国会立法 ⇒ 内閣府「百年委員会」設置・担当大臣任命 ⇒ 百年委員会「分野審議会」設置
⇒ 「分野答申」作成 ⇒ 百年委員会「総合答申」作成 ⇒ 国会「百年の計」立法 ⇒ 百年
委員会で「百年の計」実施要綱策定 ・メンバー：[百年委員会]首相、有識者、国会議員。
[審議会]有識者、官僚補佐役 ・この間に公聴会開催、各政党内委員会、世論調査など。

2. 上記の成果は「国家百年の計」と名付けられるでしょう。あなたはどうか受け止めますか

- ・無条件に納得して、私の「希望の光」とする
 - ・内容の如何による：内容が良くても、財政再建と同じ。達成に期待できず、傍観無視する
 - ・そもそも信頼のない政府のやることであり、頭から否定し、からかいの対象とする
- 根底に政府不信があり、納得しない者が多いだろう。(政府不信は日本だけではない)

3. 西欧諸国に共通の政府不信＜D.V.レイブルック『選挙制を疑う』法大出版局 2019年＞

- ・「現在、民主政の理念である民主主義には奇妙な現象がみられる。誰もが民主主義を希求しているように見えるのに、誰もそれを信じていない。」(『選挙制を疑う』p.3)
 - ・「EU 研究機関ユーロバロメーター2012年調査。市民の EU への信頼 33% (2004年は50%)、加盟国の議会と政府への信頼 28%、27%」(要旨。同 p.5)
- 民主主義諸国は深刻な「民主主義疲れ症候群」に罹患している (同 p.18)

4. 政府不信の根底にあるものは何か

- ・民主政＜熟議を欠く国会と政府＞への妄信と経済・社会のテクノクラート依存(効率重視)
- 厳密に言えば、「(不信の) 責任は選挙型代議制民主主義にある」(同 p.40)
- ・選挙原理主義が病巣。「選挙原理主義とは、選挙のない民主主義など考えられず、民主主義は選挙を必要不可欠の条件とする、ことへの揺ぎなき信仰である。」(同 p.42)
 - ・初期選挙：制限選挙 (国民の一握りの層)、世襲貴族政にかわる非世襲貴族政 (ルソー)
その後選挙権拡大によって普通選挙が実現されて、選挙原理主義が蔓延した。
 - ・現代選挙：政党・利権・再選ありき (これが被選出代議員の熟議と良心を拘束する)、代議員は非一般市民・政治家、普通選挙になっても非世襲貴族政の実態は変わらず
 - ・「人民のための人民による政府」ではなく「党のための政治家による政府」が実態

○民主政とは主権在民、熟議の政治体制＜選挙制のみがその証？ ほかにないのか!!＞

熟議のない国会を廃止、世論調査(無作為抽出)の民意をベースに政治をすればよい。
しかし、世論調査にも熟議がない ⇒ 世論調査+熟議= ???

5. 民主主義の歴史<抽選制が民主政的、選挙制は貴族政的と言われた時代があった>

・16世紀まで<D.V.レイブルック『選挙制を疑う』>

古代アテナイ民主主義では抽選型民主主義（主に）と選挙（補完）が併用された
ルネッサンス期ヴェネチア、フィレンツェは抽選型執政政だからこそ長期に繁栄

・民主主義を論じた18世紀政治哲学書

『法の精神』（モンテスキュー1748）と『社会契約論』（ルソー1762）は主張に大差。が以下で一致。抽選制は選挙制に比べ民主主義的で、その併用が望ましい。」（要旨同 p.83）

・アメリカ革命（1775~83年）、フランス革命（1789年）

「民主主義革命といわれるが、制憲過程で革命指導者新興ブルジョアジーは、当時最も民主主義的とされていた抽選制ではなく、貴族政的といわれていた選挙制を採用」（p.86）。

・「革命指導者は抽選制を採用できなかったのではなく、採用する気がなかった。実務上の理由からではなく彼らにとって抽選制は望ましくなかったのである。」（要旨。p.86）

●当時は抽選制こそ民主主義的と考えられた時代。しかし、「フランス革命やアメリカ革命の指導者は共和主義者ではあっても、民主主義型の共和主義者ではなかった。人民に権力の手綱を握らせればロクなことにならずとして、みずから手綱を握った。」（要旨。p.89）

・制限選挙として始まったが、次第に選挙権を拡大して普通選挙・民主政の色合いを装って「選挙原理主義」を蔓延させ、選挙型代議制＝貴族政の本質を覆い隠してきた。

○現代政治学会での議論と関心事

「選挙制は政治の化石燃料で、経済における石油と同様、民主主義を大きく推進した」（p.60）。この間民主政は選挙制度、政党制度、情報公開に努めてきたが、もはや改革は限界にあり、いつまでも「選挙制に固執しつづければ、民主主義を自滅の道へ追い込もう」（p.60）。民主政は、当面、抽選型（偶然型）民主主義によって選挙型代議制民主主義の欠陥を補完しつつ、いずれは抽選型代議制民主主義へ一元化されるのか。

◎すでに西欧、アイスランド、カナダ（BC、ON州）で試験的に実施した経験あり。

6. 日本の政体の未来—この50年のうちに実現するかもしれない!! <希望、努力目標>

・司法で抽選制（裁判員裁判、検察審査会）を容認しながら、立法では駄目の論理は不条理。

・世論調査、国民投票は熟議なし。 裁判員裁判や検察審査会は熟議を尽くす。

・当面、参議院を抽選院に、熟議型民主主義で選挙型代議制民主主義の欠陥を補完する。

・選挙区単位に抽選で代議員を選出。任期3~4年、再選不可。全体の1/3あるいは1/4の代議員を毎年入替え。熟議の場と補佐スタッフを政府が提供。抽選院は立法権と衆議院議決案件への拒否権を有し、2回拒否された衆議院の案件は廃案とする。

・選挙のない抽選代議員は、熟議と良心に従って自由に、国民と日本の将来を考えられる。

○抽選型代議制議会が策定する「百年の計」こそ、「国民百年の計」にふさわしい!!

◎参議院を抽選院に改組する政治改革提案は「国民百年の計」の核となろう!!